

## 変更契約の締結及び専決処分の予定について

(青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事)

1 工事名 青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事  
(令和7年第2回定期会議決)

&lt;工期&gt; 令和7年6月28日から令和8年3月31日まで

&lt;相手方&gt; 藤林電気株式会社 代表取締役 藤林 健太

## 2 変更内容

高圧気中開閉器及び避雷器の接地抵抗の不良が確認されたため、高圧気中開閉器等の改修工事が必要となったことに加え、キュービクル（変電設備）からスコアボードまでの電線ケーブルについて、電圧降下が許容範囲を超えることが確認されたため、ケーブルサイズについて、 $100\text{ mm}^2$ から $150\text{ mm}^2$ への変更が必要となった。

これらの事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条（条件変更等）第1項第5号に該当し、設計変更の対象となることから、同条第5項の規定に基づき請負代金額の増額変更を行うものである。

## 3 変更予定額

	区分	金額	変更理由	処理
①	当初契約	215,424,000 円		R7.5.1 仮契約 R7.6.26 議決 R7.6.27 本契約
②	変更契約 (予定)	217,321,500 円 [内訳] 増 1,897,500 円 (0.88%)	高圧気中開閉器等改修工の 増工 電線ケーブルのサイズ変更	R8 1月専決処分予定 R8 第1回定期会議報告予定

## 4 変更契約予定 令和8年1月中を予定



## ○地方自治法(抄)

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。

② (略)

## ○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。

二～八 (略)

## ○青森市工事請負契約標準約款 抜粋

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～4 (略)

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

